

償却資産申告のお知らせ

☎893-4411
(内線1843)

市内で事業を営んでいる個人や法人の所有する**償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)**は、固定資産税の対象となります。事業主の皆さまは、令和8年1月1日現在に所有している資産の申告を行ってください。

申告期間：令和8年1月5日(月)～1月30日(金)【土日、祝日を除く】

▶ 申告場所

市役所 2 階 税務課(償却資産担当)

▶ 申告手続きについて

申告は窓口でのご提出のほか、郵送またはeLTAX(エルタックス)でのご提出も可能です。郵送の場合、受付後の控えが必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、以下まで送付してください。

「〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1
宜野湾市役所 税務課 償却資産担当」

※申告用紙は市ホームページからダウンロードできます。
(ダウンロードは市ホームページトップ申請書ダウンロード⇒税務課より) また、郵送でのご請求も可能です。必要の場合は、上記担当までご連絡ください。



▶ 申告対象となる主な償却資産

- パソコン
- ルームエアコン
- 内装・内部造作等
- 看板
- LAN設備
- 太陽光発電設備等
- コピー機
- 応接セット
- 陳列棚・陳列ケース
- 厨房用具、冷凍冷蔵庫
- レジスター
- 舗装路面などの外構工事



※廃業、解散、市外移転の場合も、必ずご提出ください。
※期限近くになりますと窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

事業主の皆さまへ 市税(固定資産税) 優遇措置制度のご案内

問 産業政策課 雇用企業係

☎ 893-4411
(内線2811・2812)

本市では、下記の業種のうち一定額以上の設備や機械等の増設・購入を新たに行った事業所は、その分の固定資産税について**最大5年間の免除**を受けることができます。

申請書提出期間：令和8年1月5日(月)～1月30日(金)【土日、祝日を除く】
※郵送の場合1月30日消印有効

市ホームページ▼



令和4年4月1日沖縄振興特別措置法の改正により、課税免除措置の適用を受けるためには、対象資産の取得・供用開始の前に、県知事による措置実施計画の認定および主務大臣の確認を受ける必要がありますので、「[沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口](#)」ホームページ等により、各制度についてご確認ください。

▶ **提出場所：**市役所別館 2 階 産業政策課
※償却資産申告とは別に申請が必要です。

▶ **申請書類：**市ホームページよりダウンロード
『申請書ダウンロード>産業政策課>各種申請書>
「固定資産税の課税免除に関すること」』

情報通信産業振興地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの(事業用に限る) ●機械・装置、器具・備品については**100万円**を超えるもの
- 【業種】 ●電気通信業 ●ソフトウェア業
●情報処理・提供サービス業
●インターネット不随サービス業

産業イノベーション促進地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの(事業用に限る) ●機械・装置、器具・備品については**100万円**を超えるもの
- 【業種】 ●製造業 ●道路貨物運送業 ●倉庫業 ●卸売業
●デザイン業 ●自然科学研究所 ●電気業(要件あり)
●ガス供給業(要件あり)

観光地形成促進地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える施設を新設または増設したもの
- 【対象施設】 ●スポーツ・レクリエーション施設(水泳場、トレーニングセンター、テーマパーク等) ●教養文化施設(劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設) ●休養施設(展望施設、温泉保養施設、スパ施設等) ●集会施設(会議場施設、研修施設等)、販売施設(要件あり)

国際物流拠点産業集積地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの(事業用に限る) ●機械・装置については**100万円**を超えるもの
- 【業種】 ●倉庫業 ●特定の無店舗小売業 ●特定の機械等修理業
●製造業 ●航空機整備業 ●道路貨物運送業
●卸売業特定の不動産賃貸業

※制度の内容や手続きのご相談は、沖縄県産業振興公社「[沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口](#)」(☎894-6377)をご活用ください。